

成年後見制度

ってどんな制度？



▲詳しくは

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより認知機能や判断能力が十分でない人を支援するための制度です。法的に権限を与えられた後見人は、本人の財産や権利を守るた

め、本人に代わって必要な手続きなどを行います。制度の概要やよくある質問、相談窓口などについて紹介します。

【問】長寿社会課 ☎601-2063

こんな困り事や不安はありませんか？



家族が通帳や印鑑を頻繁になくしてしまい、困っている。



認知症の家族が悪徳業者にだまされそうになった。今後が心配。



知的障がいのある子どもが安心して生活できるよう、支援してほしい。

▶ そんなときは、成年後見制度を活用できるかもしれません！

成年後見制度とは

認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約といった手続きを自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまうなど、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な人に代わって、成年後見人が必要な手続きなどを行い、本人の権利や財産を保護する仕組みが成年後見制度です。

成年後見制度の中でも一般的な「法定後見制度※」は、家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型が用意されています。

※このほかに、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ本人が後見人を選び、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく「任意後見制度」があります

成年後見制度Q & A

Q 成年後見人はどんなことをしてくれるの？

A 本人の意思や希望に寄り添い、本人の財産を管理したり、福祉サービスなどの契約を結んだりします。また、本人が結んでしまった不利益な契約を取り消すことができる場合があります。直接本人の食事の世話をしたり、介護したりすることはできません。

Q どんな人が成年後見人として選ばれるの？

A 成年後見人は、本人の事情に応じて家庭裁判所が選任します。本人の親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や市民後見人※が選任されることがあります。また、後見人は1人とは限らず、親族と専門職など複数人選任される場合もあります。

Q 成年後見制度の利用にはお金がかかるの？

A 専門職などの成年後見人が選任された場合、本人の資産の中から報酬を支払う必要があります。報酬額は家庭裁判所の審判により決定しますが、本人の資産状況によっては、市の助成を受けられる場合があります。

Q 成年後見制度を利用するとどんなメリットがあるの？
金銭管理などはすでに同居の家族がしているけど…

A 金銭管理や契約、相続などの難しい手続きを後見人に任せることで、家族の負担が軽減して本人の身の回りの世話に専念できるといったメリットが期待できます。

※市民後見人：後見人養成講座の修了者などから選ばれる一般市民

成年後見制度を利用するには

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申し立てが必要です。手続きに不安があるときや、制度を利用すべきか判断に迷う場合などは、盛岡広域成年後見センターへご相談ください。同センターでは、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、制度に関する相談や利用のお手伝いのほか、市民後見人の育成などを行っています。

盛岡広域成年後見センター

☎020-0022 大通一丁目1-16岩手教育会館2階

☎626-6112 ファクス656-0612

開設時間：平日8時半～17時半※窓口での相談は要予約

